

令和6年度
小中学生向けプログラミング講座事業

公募要領

那覇市経済観光部
商工農水課 産業政策グループ

令和6年5月15日

1 業務概要

(1) 事業の名称

「小中学生向けプログラミング講座事業業務委託」(以下、本事業という)

(2) 事業の目的

近年、IoT・ビッグデータ・ロボット・人工知能(AI)等の情報通信関連技術(以下「情報技術」という。)による「第四次産業革命」により、新しい技術やサービスなどが生み出され、様々な産業に情報技術が活用され、生産性の向上に大きく貢献している。

日常の市民生活においても、日々の情報収集や連絡手段、生活上必要な手続等に活用されるなど、情報技術により我々の生活の質は大きく向上し、今後も、市民生活においてより身近なものとなっていくと考えられることから、情報技術を手段として活用していく情報活用能力の育成は重要性を増している。

情報技術を効果的に活用しながら、論理的・創造的に思考し課題を発見・解決していくためには、コンピュータの働きを理解しながら、問題解決に向け意図する処理がどのようにすればコンピュータに伝えられるか、さらに、コンピュータを介してどのように現実世界に働きかけることができるのかを考える“プログラミング的思考”が注目を集めている。

情報技術は、様々な分野で利活用され、高度化・多様化しており、さらに令和2年度からは、小学校においてもプログラミング教育が導入されるなど、プログラミング的思考は、IT関連産業に限らず幅広い産業で普遍的に求められることが予想される。

本事業は、那覇市IT創造館条例第1条に掲げる「市民の情報通信技術に関する知識及び技術の向上に資すること」に基づき、次世代を担う市内の小中学生を対象にプログラミング体験講座を通して、情報技術に関する興味を抱き、論理的思考を身につけ、かつ日常生活が情報技術を活用した産業で支えられていることに気付くことで、将来のキャリア形成に役立てることを目的とする。

(3) 業務内容

業務内容は、別紙「小中学生向けプログラミング講座事業業務委託仕様書」のとおりとする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年12月28日(土)まで

2 見積上限額

1,792,000円(消費税及び地方消費税含む。)

3 プロポーザル方式の形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

本公募に応募できる者は次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (3) 民事再生法(平成11 年法律第225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 租税を完納していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77 号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (7) 経営内容や実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するに相応しい技量を備えていること。
- (8) 沖縄県内に本社若しくは支店又は営業所があること。(協力連携事業者は除く。)

5 優先交渉権者等決定までの流れ

応募者から企画提案書の提出を受け、経済観光部所管事業審査委員会にて書類審査及びプレゼンテーション等を実施し参加資格を有する者の中から最も評価の高い者を優先交渉権者に決定する。

6 企画提案書等の提出

別紙「小中学生向けプログラミング講座事業業務委託仕様書」に基づき作成すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書兼誓約書(様式1)
- ② 企画提案提出書(様式2)
- ③ 企画提案書(様式3)
- ④ 見積書(様式任意)
- ⑤ 見積明細書(様式4)
※講師謝礼等の積算については、本市の講師謝礼支払基準の範囲内とすること。
- ⑥ 統括責任者の経歴書(様式5)
※統括責任者とは、事業の統括及び本市との調整等業務全般の責任者をいう。
- ⑦ 定款又は寄付行為
- ⑧ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本) ※提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたものに限る。
- ⑨ 直近の市町村税の完納(滞納が無いこと)を証明する書類 ※提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたものに限る。
- ⑩ 協力連携事業者届出書(様式6) ※協力連携事業者がいる場合のみ。協力連携事業者は、「4 参加資格要件」の(1)から(7)までの要件を満たすものとする。
- ⑪ 類似事業の業務実績(様式任意)

(2) 提出部数

提出書類の押印箇所には全て代表者印を押印し、①～⑪の順でインデックスを貼付、フラットファイル(縦)にファイリングの上で、2部提出(正本1部、副本1部〈複写可〉)及びPDFデータをCD又はDVD等で提出すること。

(3) 提出期限・方法及び場所

ア 提出期限：令和6年6月11日(火)午後5時

イ 提出場所：那覇市IT創造館 2階 管理事務室(〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番6号)

ウ 提出方法：直接持参で提出すること。

受付は平日の午前9時～午後5時まで(土日、祝祭日は受付不可)

※電子メールや、提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。

7 質疑応答等

本募集に関する質問は電子メールでのみ受け付けるものとし、電話では取り扱わない。

※メールを送信する際には、件名を「小中学生向けプログラミング講座事業の応募に関する質問」とすること。

- (1) 質問受付期間：令和6年5月27日(月)から6月3日(月)
- (2) 回 答：令和6年6月7日(金)に、那覇市IT創造館公式ホームページにて、質問内容及び本市の回答を掲載する。

- (3) 問い合わせ先

〒900-0004 那覇市銘苅2-3-6 那覇市IT創造館 2階 管理事務室 (担当:名城、福地)

TEL 098-941-7000 / E-mail: k-syou001@city.naha.lg.jp

8 審査方法、審査項目及び審査基準

- (1) 審査方法

企画提案書の審査及び評価は、経済観光部所管事業審査委員会にて書類審査及びプレゼンテーション審査により評価する。

- (2) 審査項目及び審査基準

審査は次の審査項目及び別紙「小中学生向けプログラミング講座事業企画提案審査評価要領」で示す評価基準に基づき審査及び評価行う。

No	評価項目
1	現状認識及び課題整理
2	事業計画、実施体制等
3	講座の内容、適正人員の配置計画
4	情報発信業務
5	受講後の対応
6	提案金額（見積書、見積明細） 加点項目

- (3) 審査の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様とかけ離れている場合は、評価対象外とする。

- (4) 失格事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者を失格とする。

- ア 応募資格要件が無い者が提案したとき。
- イ 同一の応募者が複数の提案をしたとき。なお、複数の応募者に同一の協力連携事業者が含まれる場合も同様とする。
- ウ 書類等に虚偽の記載がある提案。
- エ その他、本事業に関する条件に違反したとき。

9 審査結果の通知・公表

優先交渉権者選定後、優先交渉権者名及び次点者名について、すべての提案者へ審査結果を通知し、那覇市IT創造館公式ホームページ及び那覇市公式ホームページにて公表する。なお、優先交渉権者選定に関する審査評価の内容及び経過等については公表しない。

10 契約締結に向けての協議

優先交渉権者と提案内容、契約内容の詳細な協議のうえ、委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入るものとする。

11 契約に関する基本事項

- (1) 契約期間は契約締結日から令和6年12月28日（土）までとする。
- (2) 契約締結にあたっての主な留意事項
 - ア 本契約の事業が終了したときは、事業終了後10日以内（12月29日から1月3日及び土日、祝祭日を除く）に事業報告書等を提出すること。
 - イ 受託経費の用途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
 - ウ 本事業は原則、受託者が自ら実施するものとする。ただし、再委託を必要とする業務については、事前に本市の承認を要件とする。

12 スケジュール

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| (1) 公募期間 | 令和6年5月15日(水)から6月11日(火) |
| (2) 質疑応答等質問受付期間 | 令和6年5月27日(月)から6月3日(月) |
| (3) 質疑応答等回答日 | 令和6年6月7日(金) |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和6年6月11日(火)午後5時 |
| (5) プロポーザル（プレゼン・書類）審査予定日 | 令和6年6月28日(金) |
| (6) 審査結果通知予定日 | 令和6年7月3日(水) |
| (7) 契約予定日 | 令和6年7月5日(金) |

13 その他

- (1) 説明会は実施しない。提案書作成は募集要領、業務仕様書を熟読の上、応募すること。
- (2) 提案書に関連する事項については後日、ヒアリングを行うことがある。
- (3) 本事業の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された資料は返却しない。
- (5) 本事業の応募にあたり、那覇市内及び沖縄県の情報通信関連事業者に対する周知、広報を効果的に実施するため、県内のメディア等と協力連携できる体制を築くこと。

14 問合せ先

〒900-0004 那覇市銘苅2-3-6 那覇市IT創造館 2階 管理事務室（担当：名城・福地）
TEL 098-941-7000 / E-mail: k-syou001@city.naha.lg.jp